「ＰＡＳＭＯ電子マネー取扱規則」新旧対照表（抜粋）

| 現行版 | 改定版 |
| --- | --- |
| **ＰＡＳＭＯ電子マネー取扱規則**<br><br>制　　定　２００７年　２月　１日<br>最終改定　２０２３年　５月　１日<br><br>**利用箇所と利用方法**<br>第 4 条 利用者は、別表第 2 号のサービスマークを掲示した PASMO 加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとする。<br>2 前項により電子マネー取引をする場合、利用者の PASMO から当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとする。<br>3 第 1 項により利用する場合、商品等の代金額及び電子マネーの残額は、電子マネーの移転が完了した時点で、電子マネー端末、携帯情報端末又は特定携帯情報端末に表示され、利用者は当該代金表示金額及び電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとする。なお、即時に当該加盟店に対して異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなす。 | **ＰＡＳＭＯ電子マネー取扱規則**<br><br>制　　定　２００７年　２月　１日<br>最終改定　２０２６年 １２月　９日<br><br>**利用箇所と利用方法**<br>第 4 条 利用者は、別表第 2 号のサービスマークを掲示した PASMO 加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとする。<br>2 前項により電子マネー取引をする場合、利用者の PASMO から当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとする。<br>3 第 1 項により利用する場合、商品等の代金額及び電子マネーの残額は、電子マネーの移転が完了した時点で、電子マネー端末、携帯情報端末又は特定携帯情報端末等に表示され、利用者は当該代金表示金額及び電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとする。なお、即時に当該加盟店に対して異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなす。 |